

福岡県医発第1142号(地)

平成17年 9月16日

各医師会長 殿



福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



平成17年度結核予防週間の実施について

標記の件につきまして、厚生労働省並びに財団法人結核予防会より、当該週間を実施する通知がなされた旨、日本医師会を通じ別添のとおり連絡がありました。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下関係機関等への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

なお、周知用ポスター、パンフレットを各1部送付いたしますので、貴会館に掲示いただきますよう併せてお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

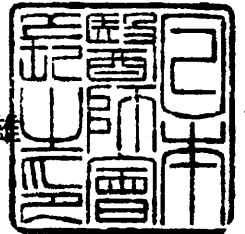


日医発第492号(庶92)

平成17年9月12日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 植松 治 雄



平成17年度結核予防週間の実施について

この度、厚生労働省並びに財団法人結核予防会より標記の件につきまして、別添のとおり依頼がまいりましたので、ご連絡いたします。

つきましては、周知用ポスター、パンフレットを1部お送りいたしますので、掲示につきご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、貴会管下の関係機関へのご周知方等も併せてお願い申し上げます。



結 予 発 第671 号

平成 1 7 年 9 月 5 日

社団法人日本医師会
会長 植松 治雄 様

財団法人結核予防会
理事長 仲村 英



平成 1 7 年度結核予防週間に係るポスター等の送付について

結核予防事業につきましては、日頃より格別のご指導、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、本年度も9月24日から30日まで結核予防週間を実施いたします。周知用ポスターならびに、一般の方向けに結核の基礎知識を得ていただくためのパンフレットを別添の通り作成いたしましたので、貴会員各位にご配布ならびに掲示方につきまして、ご協力をいただきたく、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

送付物：①結核予防週間周知用ポスター…50 枚

②結核の基礎知識パンフレット「結核の常識 2005」…50 部

担当：財団法人結核予防会

事業部普及課 青木 新

TEL 03-3292-9288

FAX 03-3292-9208

E-mail fukyu@jatahq.org

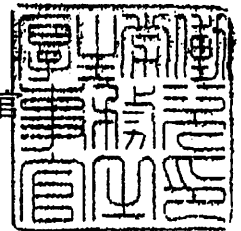


厚生労働省発健第0725007号

平成 17 年 7 月 25 日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働事務次官



平成 17 年度結核予防週間の主催について（依頼）

結核対策の推進につきましては、日頃から格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、9月24日（土）から30日（金）までの一週間を「結核予防週間」と定め、別紙「平成17年度結核予防週間実施要領」により実施し、国民の結核に対する意識のさらなる高揚を図ることとしたいので、主催団体としてご参画下さるようお願いいたします。

なお、ご賛同の節は、お手数ながら8月15日（月）までにご回答下さるようお願いいたしますとともに、結核予防週間の趣旨の周知徹底につきまして格別のご尽力を賜りたくお願いいたします。

おって、平成16年度結核予防週間の一環として地方公共団体において行われた行事等の概要と、第56回結核予防全国大会における大会決議及び宣言を送付します。

平成17年度結核予防週間実施要領

1 趣 旨

我が国の結核の現状は、ここ数年を見ると年間約3万人の新規患者が発生し、約3千人が亡くなっているなど、罹患率、死亡率は先進諸国の中で最も高い状況にある。そのため、今後ともわが国の結核の状況に対しては十分に注意を払っていくべきであり、関係団体、地方自治体及び関係省庁には、様々な結核問題に対し各種対策を推進していただいているところであるが、結核の克服のためには今後なお一層の努力が期待されているところである。

こうした状況の下、本年4月1日から施行された改正結核予防法において「国民は、結核に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、結核患者の基本的人権が損なわれることがないようにしなければならない。」（第3条）としており、結核対策を推進していく上では、国民一人一人の理解と協力が必要不可欠である。結核予防週間を機会に国民の結核に対する関心を大いに高めるとともに、結核に関する知識を深め、人権に配慮した結核対策の推進に一丸となって取り組む気運を高めることを趣旨とするものである。

2 主 催

厚生労働省、都道府県、政令市、特別区、社団法人日本医師会、財団法人結核予防会、社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会及び財団法人健康・体力づくり事業財団

3 後 援

文部科学省、日本放送協会、社団法人日本新聞協会、社団法人日本民間放送連盟、財団法人日本学校保健会、社団法人国民健康保険中央会、健康保険組合連合会、社団法人生命保険協会、全国地域婦人団体連絡協議会、社団法人全国地区衛生組織連合会、社団法人日本放射線技師会及び社団法人日本看護協会

4 実施期間

平成17年9月24日（土）から9月30日（金）まで

5 重点目標

- （1）改正結核予防法が施行された今年、結核対策の見直しを行い、人権に配慮した結核対策の推進を図る。
- （2）国民の結核に対する正しい理解を得るため、地域の団体組織等を通じて、より一層の普及啓発を図る。

6 結核予防週間中の標語

「結核の予防、みんなの意識改革から！ ～本年4月1日より改正結核予防法が施行されました～」

その他実施機関によって適宜作成するものとする。

7 実施行事等

（1）結核予防週間の周知（各主催団体）

結核予防週間のポスターを作成し、関係各機関へ配布するほか、電車・バス内での広告、懸垂幕、電光掲示板等により国民一般に対して結核予防週間の周知を図る。

（2）結核対策推進優良市町村の表彰（財団法人結核予防会）

結核対策の推進を図るため、結核対策全般にわたって優良な成績をおさめている市町村に対し、財団法人結核予防会総裁表彰を行う。

（3）資料の配布（各主催団体）

結核に対する関心を高めるため、関係各機関等に結核予防のためのポスター、リーフレット等を配布する。

（4）講習会等の開催（各主催団体）

結核予防活動を推進するため、社団法人全国結核予防婦人団体連絡協議会を中心とした地区組織の拡充強化を図るとともに、各地において講演会、講習会、パネル展等を開催する。

(5) 児童・生徒への結核の知識の普及（各自治体）

結核の正しい知識を児童・生徒に普及するため、全国の小中高等学校において学級活動、学校行事等を通じて指導するよう、文部科学省の後援により呼びかける。

(6) 街頭啓発活動の実施（各自治体）

結核予防週間の周知と国民一般の結核に対する関心を喚起するため、結核予防を周知する語句の入った風船、広報ポケットティッシュ等を手渡すなどして結核予防思想の普及を図る。

(7) 報道機関等との連携（各主催団体）

全国の主要な報道機関にリーフレット等の広報資料を配付し、結核予防週間の周知、行事の取材等を依頼する。

広報誌、関係機関誌等に結核予防に関する記事が掲載されるよう積極的に依頼する。

(8) その他

上記のほか、各地域で適宜結核予防週間の趣旨に沿った行事を行う。

(例) 一日保健所長、各種集会の開催、標語の募集等

平成16年度結核予防週間における諸行事の概要（実績）

1 地方公共団体の内訳

都道府県	47
政令市	57
特別区	23
計	127

2 行事等の概要

ポスターの掲示	90
パンフレット等の配布	102
各種集会の開催	60
懸垂幕等の掲示	56
健康診断等の実施	40
報道機関との連携協力	63

その他、広報車による宣伝、検診車の横断幕掲示運行、標語入り風船の配布、広報ポケットティッシュの配布、広報用ビデオ・スライドの放映・貸し出し、パネル展示、ホームページ掲載、電光ニュース、街頭キャンペーン、複十字シール運動等による普及啓発活動等の行事などが行われた。

第五十六回結核予防全国大会決議

平成十七年四月一日「結核予防法改正」によりわが国の「結核対策」は大きな転換期を迎えた。国民病とまで恐れられた結核を撲滅するために、昭和二十六年に制定された結核予防法に基づき、官民あげて予防・治療のあらゆる面に半世紀に亘って全国的に努力してきた結果、結核の状況は著しく改善した。しかし、近年新たな問題として①結核患者の高齢化、②大都市や特定地域での高罹患率、③高まん延地域からの就労者の結核発病、④病院・学校・施設・事業所等での集団感染の問題、⑤結核薬が効かない多剤耐性結核菌の問題などがあげられる。

これらを踏まえ、改正結核予防法は個別的なリスクに応じたきめ細かな対応の強化を特色とし、①ハイリスク層・デインジャー層を中心とした定期健康診断の実施、②乳幼児におけるツベルクリン反応検査の廃止、生後六ヶ月までのBCG接種、③発見された結核患者の完全治癒を強化するために直接服薬支援活動（ドッツ）による患者支援体制、④国・地方自治体による結核予防計画の策定の四本の柱からなっている。

しかし、平成十五年に三一、六三八名の新たな結核患者が発生しており、未だに結核はわが国最大の感染症である。また、周辺諸国においては依然として結核問題が重大な社会問題であり、医療機器・医療品など不足をきたしている状況である。わが国は少子高齢化問題などからこのような高まん延国からの労働力を求めざるを得ない状況がある。

一方、国民の健康問題の関心は、生活習慣病やストレスの増大などに伴い、生涯の健康維持、管理に移ってきており、自己責任における個別健康管理が重要視されるようになってきている。

このような状況を踏まえ、結核予防会本部・支部の活動も一次予防を含めた結核対策をめざして事業の見直し、再展開をしていかなければならない。国民一人一人が自分の健康は自分で守れる国民を増やすための策として、今大会において検討の結果次のことを決議する。

一、国および地方公共団体は新しく生まれ変わった結核予防法に基づく科学的で実効性のある結核予防計画の策定および実施に努めること。

一、国および結核予防会は結核研究をより一層推進し、新しい技術方策を開発するとともに、結核対策の人材育成を図ること。

一、国は結核の一次予防を含めた結核対策を目指すために、健康日本21の推進により一層努めること。

一、国および結核予防会は周辺諸国からの労働者の増加などに伴う結核の疫学的状況に対応した対策を推進するとともに、結核高まん延諸国への人的・技術面の国際協力体制を強化すること。

一、国および地方公共団体は結核予防の知識の普及ならびに対策推進の貴重な財源となる複十字シール運動を盛り上げるため、結核予防婦人会をはじめ関係者・団体への働きかけに努めること。

以上五項目の実現を期し、国および関係当局に要請する。
右決議する。

平成十七年四月二十七日
第五十六回結核予防全国大会

第五十六回結核予防全国大会宣言

日本の結核対策は、半世紀ぶりの大きな転換期を迎えている。
我々は今後、国の施策に沿って、地域の実情に合わせた結核対策の策定、結核リスクに応じたきめ細かな健診の実施、結核患者への服薬支援活動（ドッツ）体制の確立、高齢者・周辺諸国からの労働者等に対する結核対策をすすめ、国民に対し結核についての正しい知識の普及啓発を積極的に実施する。

また我々は、国民の生涯健康管理を目指して、結核予防会本部・支部を合わせて個別の健康支援対策に取り組み、「人々が健康で明るい生涯を送れるよう」組織一体となって努力する。
右宣言する。

平成十七年四月二十七日
第五十六回結核予防全国大会